

令和2年度第2回尼崎市環境影響評価審議会 議事概要

日時：令和2年10月2日 午前10時00分から午前11時45分まで

場所：市役所本庁舎北館 4階 4-1会議室

出席者

審議会委員：11人（委員の一部についてはWeb会議システムを用いて出席）

事業者：3人

事務局・関係所属：7人

傍聴者：なし

○開会

- ・定足数の確認
- ・Web会議システムの操作方法などの説明
- ・配付資料の確認

事務局：

9月中を実施計画書の縦覧期間としており、市民の皆さまからの意見を受け付ける期間としておりましたが、提出された意見はありませんでしたことをご報告いたします。

また、第1回の審議会において、事業者側に追加で確認すべきことがあれば、事務局までご連絡をいただくこととしておりましたが、特にご意見などはございませんでしたことをご報告します。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行については、会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議事

議事 尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について

会長：

本日の議事は前回に引き続き、「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について」となっております。

第1回審議会において、事務局から説明があったとおり、今回で環境影響評価の対象項目に関する審議については、終えたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、前回の審議会における事業者からの回答・見解について、補足すべきことなどがあれば、事業者から説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

事業者：

－資料1・資料2に基づき説明－

※ 資料1において第1回審議会での回答・見解について補足をしたものについては下線で示している。

会長：

環境影響評価の対象項目は、実施計画書のp4-2～p4-4に一覧表として示されていますが、今回は、第1回審議会でご指摘をいただいていた部分について、補足説明をしていただきました。

まず、事業者からの補足説明について確認すべき点などがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

委員：

説明したい内容は大体理解できたのですが、土壌汚染や地下水に関する部分をもう少し詳しく説明をお願いします。

土壌には有害物質が存在しているとしているにも関わらず、人の健康への影響がないということとを理由に調査を省略するとしていることやどのように掘削し、その土壌をどこに運搬するのかといった汚染土壌の取り扱いについて、もう少し丁寧に説明していただければと思います。

会長：

ありがとうございます。

今回の環境影響評価の対象項目の選定の仕方の特徴としては、工事中に影響が予測される水質、地下水、土壌汚染の3つの項目をすべて保全措置項目とて区分し、調査を行わないとしているところです。

先ほどの質問については、重要な部分だと思いますので、そういった観点も含めて、もう一度説明をお願いします。

事業者：

まず、調査を行わないとした理由ですが、事業予定地については、昭和37年頃からごみ処理施設の用地として活用されていた土地となっています。また、これについては、昨年度の地歴調査でも確認できており、当然、土壌汚染のおそれのある場所として確認ができています。

ただし、事業予定地については、今後も同様にごみ処理施設の用地として活用していく予定としており、今回の更新工事に伴い詳細な調査や土壌の入れ替えを行ったとしても、次の更新工事の際には、再度、調査と土壌の入れ替えを行うこととなります。そのため、今回は調査を省略して、土壌汚染対策法に基づき健康被害が生じないような対策を十分講じながら施工していきたいと考えています。

土壌汚染対策法に関するガイドライン（土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版））には、掘削が帯水層に及ぶ場合には、地下水の汚染を生じさせないように

する方法についての記載があります。

事業予定地については、ガイドラインの p641 の表 5.9.1-1 にある「形質変更時要届出区域」として指定を受け、その土壌については「第二溶出量基準不適合」という扱いとする予定としております。この条件を基に表中の「帯水層への汚染拡散を招かない施行方法の基準」の欄で示されている方法（Appendix-12）を採用することとしています。

Appendix-12_1 には、「イ 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。」とあり、帯水層に達する掘削を行う場合には、準不透水層まで鋼矢板を打つなどして、周辺への地下水への汚染がないような対策が求められています。また、「ロ 土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。」とあり、地下水の水位を下げておくという対策を講じることも求められています。ここでお示ししたものは一例ですが、このように対策がきめ細かに決められており、これらの措置を講じることで地下水への汚染を生じさせないように施工することができます。今回、調査は省略しますが、土壌汚染対策法に基づいた施工方法を採用しますので、環境への影響はないと考えております。

この他に、掘削時に発生する土壌についてですが、基本的には事業予定地からの持ち出しはしないこととし、盛土などに使用することで、再利用をすることを考えています。万が一、持ち出す場合についても、土壌汚染対策法に基づき、適切に対応していくこととしています。

事業者：

もう 1 つ補足ですが、先ほどのご意見については、調査を実施し、汚染があった場合には対策を講じる必要があるのではないかとこのものだと思います。今回は、調査は実施しませんが「形質変更時要届出区域」として指定を受けて、対策を講じるという対応とする方針となっています。

会長：

いかがでしょうか。

委員：

掘削時に発生する土壌については、事業予定地から搬出はしないということですが、おそらく汚染土壌は発生するのではないかと思います。これらについては事業予定地内で処理をされるということで、間違いないでしょうか。

事業者：

事業予定地内で処分というのは、残土については埋め立てなどに使用する意味であり、土壌そのものを浄化するという意味ではございません。事業予定地内で飛散防止対策を講じて埋め立ての資材として適切に使用するという意味です。

委員：

残土を使用するとなると汚染がない土壌を使用するということが前提となるのではないですか。封じ込めをするということでしょうか。

事業者：

封じ込め（汚染土壌の飛散防止のための覆土・盛土措置）をするということになります。

委員：

わかりました。

会長：

この点は本日の論点の1つだと思います。

基本的には、土壌汚染があるのは明らかであるため、土壌汚染対策法に基づく措置を講じること、影響が生じさせないようにするという説明となっています。

第1回審議会において、他の自治体においても定性的な評価を行っているという説明があったかと思いますが、類似事例における取扱いについて説明いただけますでしょうか。

事業者：

他の自治体といってもいくつかの方法があります。

調査を実施し、汚染が明らかになった場合には、土壌汚染対策法に基づくガイドラインなどに従って対策を講じることが一般的であり、この対策内容について定性的な評価を行い、影響の程度を示すという事例が多いです。

今回は、調査の実施は行うこととはしていませんが、汚染土壌の有無に関わらず、土壌汚染対策法に基づくガイドラインに従った対策内容を講じることとしていますので、保全措置項目として区分し、具体的な対策内容については準備書で示すこととしています。

会長：

調査を行ったとしても汚染土壌が確認されることが予想されるので、調査を省略し、対策を講じるという説明だったかと思いますが。

土壌汚染対策法では、調査を行い、汚染土壌が確認された場合には「要措置区域」か「形質変更時要届出区域」の指定を受けるという流れが一般的かと思いますが、今回のように調査を省略するという特殊なやり方としていることが理解しにくいことにつながっているように思います。

この調査を省略するというやり方が認められているという根拠などを説明してください。

また、「形質変更時要届出区域」の指定を受ける予定ということで間違いはありませんでしょうか。

事業者：

「形質変更時要届出区域」の指定を受けるための申請を行う予定としております。この申請を行うために、地歴調査によって過去からの事業予定地の利用履歴を調べ、どのような物質で汚染されているおそれがあるかということを確認しております。今回であれば、重金属等を含む第二種特定有害物質に土壤が汚染されているとみなして対応することとしています。

ガイドラインの p18 の図 1.5-1 に土壤汚染状況の調査の流れについての記載がありますので、この図を用いて今回のやり方について説明させていただきます。通常は地歴調査を行って、試料として採取する物質を選定するなどといった流れになりますが、今回は調査を省略しますので、土壤については凡例にあるとおり「第二溶出基準不適合及び土壤含有量基準に不適合な状態とみなす」という内容に該当しているものとして対策を講じることとしています。

会長：

ただいまの説明で、わかりやすくなってきたかと思います。土壤が汚染されているということが明らかである場合には、汚染されているということを認める代わりに調査の過程を省略できるということです。

その次の段階として「要措置区域」か「形質変更時要届出区域」のどちらになるかという点についても、説明をお願いしますか。

事業者：

ガイドラインの p18 の図 1.5-1 の土壤汚染状況調査の流れの最後の部分に「健康被害が生ずるおそれに関する基準への該当性判断」とありますが、地下水の利用があるかどうか、汚染土壤を直接的に人が摂取する可能性があるかどうかなどの状況に応じて「要措置区域」、または「形質変更時要届出区域」に指定されるかが決まります。

事業予定地の周辺では地下水の利用がありませんので、飛散防止措置などを講じることを前提に、健康被害が生じるおそれがないものとして「形質変更時要届出区域」として指定を受ける予定としています。

会長：

いかがでしょうか。説明にもありましたとおり、現時点では工事中の土壤汚染については保全措置項目として区分をすることになっております。また、これらに関連すると考えられる水質や地下水についても同様となっております。

この辺も含めまして、何かご意見はありますか。

委員：

適切な対策を講じたうえで、調査は行わないとする考え方は理解できるのですが、現時点の土壤の状況を把握するための調査を行い、その結果を記録として残しておくという必要はないのですか。

事業者：

他都市の事例からも、事業予定地においても一定の汚染があることは明確であると考えておりますが、一方で調査については多額の費用が必要となり、費用をかけて汚染があることを明らかにし、浄化をしたとしても、新たなごみ処理施設が建設されると、再び汚染が生じることとなります。将来的にもごみ処理施設の用地として活用していく場所に対して、多額の費用を投じて、調査と土壌の浄化を繰り返すことの妥当性を検討したところ、今回は土壌については汚染土壌として取り扱い、適切な対策を講じていくという判断を下したものとなっています。

委員：

土壌に汚染物質が含まれたままであっても、対策を講じるということなので、浄化までは必要ではないと思っておりますが、新しいごみ処理施設の稼働に伴って、土壌汚染が進行することはよくないことと考えています。費用面からの課題もあるかと思いますが、現時点での汚染を把握しておけば、将来的に新たな施設の稼働に起因する汚染はどの程度であったかを説明することができるのではないのでしょうか。

事業者：

自然界にも鉛や砒素といった土壌汚染対策法の対象物質は存在しているといったことや他都市の事例では、ごみ処理施設に由来したものかどうか分からない物質が調査によって検出されるという事例が数多くあります。こういった状況の中で、投じる費用と調査をすることの重要性のバランスを考えると、調査までは不要ではないかという結論になっております。

また、ごみ処理施設があったからといって、危険な物質で汚染が生じる認識はありません。自治体が設置しているごみ処理施設は、非常に高度な処理設備となっており、排出ガスや排水も高度な処理が行われますので、敷地内の土壌を汚染するということは考えにくいと思います。過去の古い施設であれば、そういった汚染の可能性もあるかもしれませんが、最近の施設に起因した汚染があるというようには考えておりません。

会長：

いかがでしょうか。この他に土壌汚染について、何かご意見はありませんでしょうか。

水質や地下水についてですが、工事中の排水については水質汚濁防止法に準じて排水するとあります。「準じて」の意味について、事業者側から何か補足説明はありますでしょうか。

事業者：

ただいまのご指摘は、工事中に事業予定地から外に出る排水という意味でしょうか。

会長：

実施計画書の p4-2 において、工事中の水質については、「水質汚濁防止法に準じて適正に処理」とあり、土壌汚染と同様に調査は行わず、保全措置項目として区分することについても説明して

いただければと思います。

事業者：

排水については工事中のものだと思います。

会長：

もちろんそうです。

事業者：

工事中の排水については、水質汚濁防止法では規制はありませんが、今回はこれに準じた形で管理するというようにしております。また、地下水については、土壤汚染対策法に基づいて管理をすることとしております。

委員：

地下水については、矢板を打設するといった対策を講じると説明がありましたが、工事中に地下水の水質については調査をされるのでしょうか。水質汚濁防止法との関連ではなく、調査の有無について教えていただけますでしょうか。

事業者：

工事中に出てくる地下水などの排水を事業予定地外に出す際に水質を把握するのかという意味でしょうか。

委員：

工事中に汚染土壌を掘れば、有害物質が地下水に溶出する可能性があると思います。矢板を打設するから地下水への水質調査はしないという対応となるのでしょうか。また、もし、水質調査をするのであれば、どのように調査をするのかについても説明をお願いしたい。

事業者：

ガイドラインの Appendix-12_5 の図 3.1.2 や図 3.2.1、図 3.2.2 などにあるとおり、矢板を打設することに加え、矢板で囲われていない範囲の地下水について観測井を掘って監視を行いながら、施工することになります。

事業者：

土壤汚染対策法に基づくことになりますので、汚染があるとして矢板を打設し、矢板で囲われていない範囲の地下水に汚染がないことを観測井で監視をしながら施工するというのが基本的な方法です。

会長：

今の説明については、ガイドラインに基づくものだと思いますが、実施計画書の中にも転載などはされていますでしょうか。

事業者：

ガイドラインでは、Appendix-12_2の1.2ロにあるとおり、矢板で囲われていない範囲の帯水層の土の掘削する場合には、1ヵ月に1回以上の定期的な測定を行うこととなっております。こういった具体的な対策については準備書でお示ししたいと考えております。

会長：

確かに、具体的な対策については準備書で示すことになると思いますが、調査の有無というのは保全措置項目として区分するかどうかというところにも関わってきますので、当然、質問が出てくるということになります。

いかがでしょうか。

委員：

とりあえず、先ほどの説明でひとまずは理解しました。

会長：

この点については、次回でも、ご質問などがありましたらご発言いただければと思います。
この他に何かありますでしょうか。

委員：

風害の部分について、資料1のNo.11の回答・見解について、教えていただきたいことがあります。回答・見解に「建物高さ30mを超える範囲が限定的であることから、環境影響が及ぶ範囲は小さくなると思われる。」とありますが、30mを1つの基準としている根拠はどこにあるのでしょうか。

事業者：

ご指摘の趣旨としては、10mや20mでも影響があるのではないかとこのものではないのでしょうか。

委員：

いえ、そうではなく、「30m」とした根拠として、何らかの基準があるのかということを確認したい。30mより低ければ影響は少ないという趣旨のことがどこかに示されているのでしょうか。どうして「30m」としたのかを知りたい。

事業者：

新たな施設では、高いところであれば建物高さが 30 m を超えると考えておりますが、外構など数メートルに満たないところが大部分を占めると考えております。

委員：

新しく建設する建物の高い部分の高さが 30 m ということですか。

事業者：

30 m を超える部分も出てくるだろうと思います。既存施設ですと、高いところで 32 m となる箇所が部分的にあります。

委員：

今、説明していただいた内容は、30 m を超える箇所は建物の一部なので、風の影響はないと考えているという意味ですか。

事業者：

それ以外の外構の部分は外周道路や計量棟など高さ数 m に満たないものとなります。

委員：

他の部分に関する説明は不要ですので、30 m を超える箇所が建物の一部で、既存施設と同様の範囲であれば、影響は少ないというように考えているのかということを確認したい。

事業者：

そのとおりです。

その理由の 1 つとして、資料 1 の No.11 の回答・見解の 2 つ目の内容ですが、高層建築物を対象として風害について評価する際には、多くの自治体では 60 m から 100 m 以上を規模要件としております。尼崎市においても建築物の建設については 60 m 以上が要件の 1 つとなっており、こういった建築物の場合には主な環境影響としては、風害となりますが環境影響評価の対象項目とはなりません。

委員：

尼崎市においても他の対象事業に高さに関する要件があつて、新たな施設はその要件である 60 m よりも低いので環境影響評価を行いませんという書き方であれば理解はできますが、60 m よりも低い部分は環境影響評価の対象となっていないから、影響が少ないという理屈はおかしいと思います。

つまり、尼崎市の例でいうと、60 m 以上であれば、環境影響評価の対象となるので影響はあるが、60 m よりも低ければ、環境影響評価の対象とならないので影響がないという理屈はおかしいという意味です。環境影響評価の対象項目を選定する際の要件として 60 m 以下については環境

影響評価をやらなくてもよいと示されているのであれば、環境影響評価の対象項目として風害を選定する必要はないと思いますが、要件として60mという基準があるから、これをもって60mよりも低くければ影響は少ないという結論を出すことはできないと思います。

影響が出るかどうかというのは評価してみないとわからないですし、実際に高い部分があれば影響は出ます。今回については、周辺の環境を踏まえた場合には、影響はほとんど出ないだろうという意味だと思いますが、やはり要件を根拠に影響の有無を判断するという理屈はおかしいと思います。

資料1のNo.3において周辺は住宅地ではなく工業専用地域なので環境影響については考慮しなくてもいいという説明になっていますので、この内容に準じてNo.11においても風害のことについては、評価しませんという表現であれば納得できます。

いずれにしても、No.11の回答・見解にある内容の表現は修正したほうがよいと思います。

会長：

今のご指摘について、事業者から何かありましたらどうぞ。

事業者：

ご指摘を踏まえまして、表現については検討いたします。

副会長：

先ほどの指摘にも関わることですが、資料1のNo.3の内容についてですが、第1回審議会において、住宅地がないことを理由に環境影響評価の対象項目を省略するのはおかしいのではないかといった意見に対し、工業専用地域であることも考慮して対象項目を決めているといった見解が示されたと思います。これに対して、資料1の裏面の最後にある事務局からの見解としては、対象項目を省略する際に住宅地がないことは理由にならないとしています。さらに、この部分に対して、No.3の下線部分で事業者から補足説明がなされている状態となっています。

過去に近隣の事業所などからも苦情がないという理由と今回は更新事業という理由で対象項目を省略するという説明は難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者：

工業専用地域であることも考慮して、対象項目を選定しているのですが、逆に工業専用地域であることを理由に対象項目を一律に非選定としているわけでもありません。当然、新たに生じるという影響も考慮して対象項目を選定しております。

例えば、事務局からの見解にもあります都市環境についていいますと、「文化財」、「都市施設」、「安全性」などが該当する項目になると思いますが、「都市施設」が近傍にないといった状況もあります。また、「騒音」、「振動」については工業専用地域であれば本来は規制がありませんが、敷地境界上において自主基準を設けて評価をしていくことにしています。

このように、工業専用地域という理由のみで対象項目の選定・非選定を決めているわけではなく

総合的に判断して、対象項目を選定しております。

副会長：

今の説明で、大体理解できました。

しかし、資料1にある記載内容と異なる説明となっていましたので、表現などについては検討してもよいのではないかと思います。

会長：

環境影響評価の項目選定の考え方については、第1回審議会において、風害に関連して議論となった部分です。

先ほどの事業者からの説明では、あくまで個別に対象項目とするかどうかを判断する際には、工業専用地域であることも考慮するといった説明でした。しかしながら、個別の対象項目の選定の考え方ではなく、全体の対象項目の選定の考え方としても読み取れるような整理していることが、誤った印象を与える原因となっているように思います。

この他に、リプレイス事業については、通常は新技術の導入などにより環境影響は低減されるということになりますが、規模や内容によっては、リプレイス事業であるからといって、一律に環境影響が低減されるということにはなりませんので、一般論として記載するとどうしても異論が出てくるのではないのでしょうか。

住宅地でないからといって環境影響評価の対象項目から外すというわけではなく、環境影響の程度も考慮しながら選定をしているということがわかるように、表現については、十分留意していただきたいと思います。

この他にいかがでしょうか。

委員：

実施計画書の p4-3 にある「(17) 地球温暖化」について、新たな焼却施設が稼働することについては環境創造要因としても区分されていることについて、とても期待をしています。しかし、一方で工事中については地球温暖化について選定が行われていません。何らかの評価をすべきと考えていますがいかがでしょうか。

事業者：

今回の事業において、地球温暖化に関する一番大きな影響としては、ごみの焼却だと考えており、施設の稼働を評価の対象としています。

工事については、長期間にわたるものではないため、評価の対象とはしていませんが、建設機械については低騒音型で最新のものを使用することで、環境配慮を行いたいと考えております。

委員：

わかりました。工事中であってもなるべく環境配慮に取り組んでもらえればと思います。

会長：

工事中に関連する部分としては、「(16) 資源循環」の項目において、残土などの建築副産物を再利用するということが評価の対象となっております。

この他にはいかがでしょうか。

委員：

今後、ごみが減少していくことを前提として処理能力が決められていたかと思います。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で事情が変わってくる部分も生じる可能性があると思いますが、この点については何か考慮されるのでしょうか。

事業者：

過去にも何らかの影響で一時的に増加したことはありますが、基本的には焼却対象ごみ量については減少傾向にあります。新たな施設の稼働は令和 13 年度を予定しておりますが、長期的に最も影響のある要因としては人口ではないかと考えており、例えば、高齢化の進展によりおむつが増えるといったことはあり得るかもしれません。

また、施設規模に影響する焼却対象ごみ量などの詳細な想定については、現在策定中の尼崎市一般廃棄物処理基本計画において検討されていますので、計画の値に基づき決定していきたいと考えております。

委員：

わかりました。

会長：

この他に、第 1 回審議会において景観についてご指摘をいただいておりますが、事業者からの説明について何かご意見などはありますでしょうか。

委員：

資料 1 の No.12 と資料 2 で説明があったとおり、尼崎市の景観計画と関係部署への確認の結果を参考として 4 つの眺望点を追加したということで問題ないと思います。

委員：

資料 1 の No.7 において、新たな施設では既存施設に比べ排水量が 10 分の 1 になると示されていますが、排水の汚濁負荷量としても 10 分の 1 になるということでしょうか。

事業者：

水質汚濁防止法に基づく基準に従うこととなりますので、排水量を 10 分の 1 とした場合には

排水の汚濁負荷量としても 10 分の 1 以下になると考えております。

委員：

わかりました。

会長：

この他に何かありますでしょうか。

特になければ、環境影響評価の対象項目についてはこれまでの審議内容を踏まえて答申内容を検討していくことになるかと思えます。

環境影響評価の対象項目についてのご意見・ご質問がこれ以上ないようでしたら、調査・予測・評価の手法や事前環境配慮の内容について、審議していきたいと思えます。

審議に入る前に、事業者からもう一度、この部分について概要の説明をお願いしたいと思えます。

事業者：

- 第 1 回審議会 資料 4 を用いて調査・予測・評価の手法、事前環境配慮の内容について説明 -

会長：

ありがとうございました。

ただいま説明のあった内容を踏まえて、どの部分からも結構ですのでご意見・ご質問があればお願いいたします。

委員：

調査を実施するにあたっての、新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、今年の 5 月くらいには人出が大きく減ったということがありました。その影響については、ずいぶん戻ってきたとは思いますが、おそらく現在も続いており、例えば、交通量などは減ったままになっているのではないかと考えられます。

調査の際に、新型コロナウイルス感染症の影響をどのように考慮するのかということについて教えていただければと思えます。

事業者：

調査の実施時期としては、来年を予定しています。大気質など四季の状況を確認するものについて、新型コロナウイルス感染症の影響が一部の生じてしまうことについては、やむを得ないと考えております。また、騒音・振動など季節の影響が少ないものについては、新型コロナウイルス感染症の影響をなるべく回避するために時期を後ろ倒しにしたいと考えております。

委員：

わかりました。

委員：

評価についてですが、実施計画書の p4-13 に「良好な環境の創造に係る評価」の欄に「地域社会等の良好な環境づくりを検討」とあります。地域社会の良好な環境づくりについては、非常に大切なことだと思いますが、どのように評価するのでしょうか。

事業者：

環境創造要因については、事例がなく新たな試みだと思っており、「廃棄物」と「地球温暖化」について対象項目とさせていただいております。

具体的な評価の方法としましては、要約書の p4-15、p4-16 に現時点での考え方を示しております。

廃棄物については、「ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収」といったものが良好な環境の創造や地域社会にどの程度役立っているか、これらの取組がどの程度努力できているかといった視点で評価して、準備書で示したいと考えています。

地球温暖化については具体的な内容は示していないのですが、温室効果ガスの発生の低減するために発電を行なうこととしていますので、地球温暖化を防止するための措置について可能な限り地域社会に対して良好な環境づくりに努めることができているかについて評価をしたいと考えております。

委員：

地域社会の良好な環境づくりについては、事業者側の取組を事業者だけで一方的に評価するだけでなく、地域社会や地域住民からの評価がどうなっているのかについてもわかるようにしていただければと思います。

環境の創造や地域社会の良好な環境づくりという視点があることは非常によいことだと思いますので、取組に対して地域社会や地域住民がどう感じているのかといったことも示していただければと思います。

会長：

この他はいかがでしょうか。

委員：

第1回審議会の際に、資源循環の項目で残土だけではなくプラスチックについても検討してもらいたいということをお伝えしており、準備書で示していただけるということですので、基本的には問題ないと思います。期待している部分ですので、ぜひともお願いしたいと思います。

これとは別に、先ほどの地域社会の良好な環境づくりについてですが、この場合の「地域社会」はどのぐらいの範囲をイメージしているのでしょうか。

事業者：

環境創造要因については、全国的にもあまり例のない視点となっており、頑張っていきたいと考えております。

地域については、2つあると考えております。1つは尼崎市という自治体としての地域というもので、市民の皆さまのごみの処理ということで地域との関わりがある部分だと思います。もう1つは、もう少し狭い範囲での住民ということで、ごみを持ち込まれる方もいらっしゃると思いますので、そういった方々に対して、どういったことができるのかというところで地域との関わりがあると考えています。

委員：

尼崎市域を中心とした範囲ということでよろしいでしょうか。

事業者：

事業を実施するにあたって、関係する範囲としては、尼崎市域が中心になると考えています。

委員：

その範囲の中で最終処分量が低減されて、エネルギーが消費され、資源化物が循環するというイメージでよいですか。

事業者：

はい。そのようにイメージをしております。

委員：

範囲については、きちんと説明できるようにしていただけるとよいかと思えます。

会長：

ごみの減量や施設の運営については、市民の皆さまの協力も必要になってきます。そういった範囲で評価していかないといけないというご指摘かと思えます。

副会長：

水質に関する調査についてですが、焼却施設からの排水については、運河における排水地点の上流・下流を調査することで確認すると説明がありましたが、し尿処理施設や雨水に関する排水、工事中の排水はどこに送られますか。また、事業予定地の東側の河川に排水されるといったことはありませんでしょうか。

事業者：

事業予定地周辺は下水道が敷設されていない地域となっております。雨水も含めて周辺の事業所からの排水は、排水地点から運河に排水されています。工事中の濁水についても同じ経路で排水されます。

し尿については、専用管で下水処理場に送られることとなっておりますので、し尿処理施設に関する排水は調査対象となる排水には含まれておりません。

副会長：

雨水についても焼却施設からの排水と同じ経路で排水されるということですが、周辺の事業所からの排水と合わさったとしても、雨水については大した量とならないので、雨天時の調査は行わないということですか。

事業者：

そうです。

会長：

その他はいかがでしょうか。

特になければ、本日の審議は終わりたいと思います。

ありがとうございました。